平成２９年（フ）第７１号
兵庫県加西市山下町1494番地の１
破産者　小林　恵三
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１２９号
長崎県大村市玖島３丁目571番地７　玖島コーポＡ棟203、住民票上の住所長崎県大村市池田２丁目263番地１　ディアス池田Ｅ棟101号
破産者　池田　麗花
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第６号
鹿児島県熊毛郡南種子町島間3081番地10
破産者　西園美千代
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７４８号
埼玉県上尾市大字原市3873番地13　東大宮ハウス　２―506
破産者　佐野　公俊
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９８号
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目８番35号　パークハイツ笠原Ａ101号
破産者　安田　瑞之
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
神奈川県平塚市纏518番地の６
破産者　森泉　千穂
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８３１号
宮城県名取市植松３丁目７―39―202、住民票上の住所宮城県名取市植松２丁目３番17号
破産者　佐伯　芳一
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６４２号
神奈川県厚木市関口436番地３　ソレイユ楠110
破産者　濱松　昭生
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３号
長野県安曇野市明科中川手4273番地
破産者　関　　祐子
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４４１号
静岡県磐田市今之浦３丁目15番地１　Ｖタウン413号室
破産者　細川　英重
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０６５号
名古屋市千種区千代が丘１　千代が丘団地第103号棟第606号室、住民票上の住所名古屋市昭和区八事富士見801番地　ライオンズマンション八事ガーデン壱番館607号
破産者　山口　達哉
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３７号
神戸市長田区東尻池町３丁目４番20号　松田在円方、開始決定時の住所神戸市垂水区学が丘２丁目１番406―201号
破産者　浅野　孝次
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３７号
神戸市長田区北町２丁目38―１―３Ｂ、住民票上の住所神戸市長田区高取山町２丁目10番13号
破産者　真田　賢一
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１号
福岡県みやま市高田町下楠田2447番地２
破産者　西山　宏志
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２１０８号
神奈川県藤沢市長後924番地の12
破産者　木下　裕子（旧姓姫野）
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２８５号
横浜市中区初音町３丁目49番地１　クリオ黄金町1003号室
破産者　柴崎明日香
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６号
富山県射水市大門本江623番地、住民票上の住所富山県射水市戸破1679番地３　ウエルネスマーク太閤山壱番館208
破産者　黒岩　春枝
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部